



平成 23 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 井 筒 屋
代表者名 代表取締役 社長執行役員 影山 英雄
(コード：8260、東証第 1 部 福証)
問合せ先 経理部長 白石 亮
(093-522-3014)

借入金返済に関する金融機関との同意（返済期限の延長）のお知らせ

平成 22 年 1 月 9 日に情報開示いたしました「借入金返済に関する金融機関との同意のお知らせ」に関わる借入金返済方法について、下記のとおり返済期限延長の同意が得られましたので、お知らせいたします。

なお、返済期限の延長のほかに、変更はございません。

記

1. 同意の概要

平成 22 年 1 月、当社ならびに当社の子会社である株式会社コレット井筒屋、株式会社久留米井筒屋および株式会社山口井筒屋（以下、「当社グループ」といいます。）は、借入金先金融機関全 16 社より、借入金元本について、平成 23 年 2 月末日までの返済期限の延長および返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件の変更に同意をいただいておりますが、このたび、この返済期限を平成 24 年 2 月末日に延長することに、同意をいただきました。

なお、返済期限延長の対象となる債務は、平成 23 年 2 月末日現在で総額 35,719 百万円の予定であります。

2. 延長の理由

当社グループは、昨年 1 月、借入金先金融機関に対し平成 22 年度から平成 24 年度までを期間とする「井筒屋グループ経営再建計画」を提出し、同計画についての同意をいただくとともに、期間中の借入金返済条件等の変更については、年度毎に同意をいただくこととしておりました。

本計画の初年度である平成 23 年 2 月期の連結業績につきましては、直近の第 3 四半期決算において、営業利益 1,938 百万円、経常利益 1,453 百万円、四半期純利益 1,375 百万円を計上し、計画は順調に推移いたしております。

当社グループといたしましては、本計画を確実に成功させ、急速な経済環境の変化の中にあっても経常的に利益を確保できる損益基盤と十分な余剰資金を返済原資とする体制を実現するため、平成 24 年 2 月期についても引き続き当該借入金返済期限の延長が必要であると判断をし、借入金先金融機関に同意をいただいたものであります。

3. 今後の見通し

本件による当期業績への影響はありません。

以 上